

一般廃棄物処分業許可証

住所 竹田市大字今1015番地  
氏名 ぶんご有機肥料株式会社  
代表取締役 永水 慎太郎

令和5年2月20日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により次のとおり許可する。

- 1 許可期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 許可区分 処分業
- 3 一般廃棄物の種類 動植物性残渣・木くず・草等
- 4 許可の条件
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに竹田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令を遵守すること。
  - (2) 許可する業務の範囲は、動植物性残渣（野菜くず、食品加工くず）・木くず・草等で、事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処分とする。
  - (3) 法令、条例、規則等許可条件に違反したときは、直ちに許可を取り消すものとする。

令和5年4月1日

竹田市長 土居 昌弘

